

麗和体操会会則（令和6年度）

○会員

本会の会員は浦和中学校と浦和高等学校の体操部に籍を置いたものとする

- ・会員は本会の活動に自由参加し、本会の求めに応じて会費を納入する
- ・会費は本会の維持費、総会費その他とする
- ・維持費の額、使途、納入方法は補足に定める

○目的・事業

本会は会員相互の親睦を図り、現役を支援するために次のことを行う

- 1 総会、懇親会の開催
- 2 浦高体操部の活動支援に関すること
- 3 その他本会の活性化対策など

○役員

本会に次の役員を置く

- 1 会長、副会長、幹事、監事
- 2 役員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない
- 3 準役員として名誉会員、顧問、連絡員を置くことができる。また同窓会に理事を推薦することができる

(選任)

- ・役員及び準役員は、会長または役員会が選任し総会で決する。同窓会理事の推薦はこれによる他会長が先決できる

(任務)

- ・会長は会を統括し、総会及び役員会を招集する
- ・副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代理する
- ・幹事は会員名簿、維持費等の収支を管理し、会員への連絡事務を行う
- ・監事は維持費の収支を監査する
- ・顧問は会長または役員の求めに応じて役員会に出席する
- ・連絡員は会長の委嘱により、卒業回毎の会員の住所を掌握し幹事に連絡する

○本会の事務所を会長指定の場所に置く。総会の事項その他定めなき事項は役員会議によるものとする

○本快速は平成30年6月より執行する

麗和体操会会則・補則

1 総会

- ・総会は毎年または隔年に開催する
- ・総会は次の事項を行う
 - 会務、活動報告
 - 維持費の收支報告及び監査報告
 - 役員の選任
 - その他

2 維持費

- ・維持費は年額 1,000 円とする
- ・維持費は現役支援、名簿管理、会員への連絡、その他会の活性化対策費用に充当する
- ・会員の維持費納入状況は隨時幹事に確認できるものとする
- ・納入金額は当面次による
 - イ 都度納入は 1,000 円単位とする
 - ロ 10 年一括納入は 5,000 円。ただし、60 歳以上は 10,000 円
 - ハ 永年一括納入は 30,000 円。ただし、60 歳以上 79 歳までは 20,000 円。
80 歳以上は 10,000 円

3 維持費の支出

- ・現役支援金は、原則毎年 50,000 円とし、事柄に応じて増額できる
- ・30,000 円以下の支出は幹事と会長の合議による
- ・30,000 円を超す支出は、上記のほか副会長を含む合議による
- ・本会活性化対策費用の支出で、一事 50,000 円を超す支出については総会にかかる

4 通帳の管理

通帳は幹事が管理する

5 本補則は平成 30 年 6 月制定とする

本補則は制定後、役員の合議により変更できるものとする